

第一条 この法律は、エコツーリズムが自然環境の保全、地域における創意工夫を生かした観光の振興及び環境の保全に関する意識の啓発等の理念、政府による基本方針の策定その他のエコツーリズムを推進するために必要な事項を定めることにより、エコツーリズムに関する施策を総合的かつ効果的に推進し、もって現在及び将来的国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「自然観光資源」とは、次に掲げるものをいう。動植物の生息地又は生育地その他の自然環境に係る観光資源二自然環境と密接な関連を有する風俗慣習その他の伝統的な生活文化に係る観光資源の法律において「エコツーリズム」とは、観光旅行者が、自然観光資源について知識を有する者から案内又は助言を受け、当該自然観光資源の保護に配慮しつつ当該自然観光資源と触れ合い、これに関する知識及び理解を深めるための活動をいう。この法律において「特定事業者」とは、観光旅行者に対し、自然観光資源についての案内又は助言を業として行う者（そのあつせんを業として行う者を含む。）をいう。

土地若しくは木竹の所有者又は土地若しくは木竹の使用及び収益を目的とする権利、漁業権若しくは入漁権（臨時設備の設置その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。）を有する者をいう。

(基本理念)

第三条 エコツーリズムは、自然観光資源が持続的に保護されることがその発展の基盤であることにかんがみ、自然観光資源が損なわれないよう、生物の多様性の確保に配慮しつつ、適切な利用の方法を定め、その方法に従つて実施されるとともに、実施の状況を監視し、その監視の結果に科学的な評価を加え、これを反映させつ実施されなければならない。

エコツーリズムは、特定事業者が自主的かつ積極的に取り組むとともに、観光の振興に寄与することを旨として、適切に実施されなければならない。

することを旨として、適切に実施されなければならない。

事務を行うため、当該市町村のほか、特定事業者、地域住民、特定非営利活動法人等、自然観光資源又は観光に関し専門的知識を有する者、土地の所有者等その他のエコツーリズムに関連する活動に参加する者（以下「特定事業者等」という。）並びに関係行政機関及び関係地方公共団体からなるエコツーリズム推進協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

エコツーリズムの実施に当たっては、環境の保全についての国民の理解を深めることの重要性にかんがみ、環境教育の場として活用が図られなければならない。

3

4

5

6

7

8

9

3

4

5

6

7

8

9

3

4

5

6

7

8

9

3

4

5

6

7

8

9

3

4

5

6

7

8

9

3

4

5

6

7

8

9

3

4

5

6

7

8

9

3

4

5

6

7

8

9

3

4

5

6

7

8

9

3

4

5

6

7

8

9

3

4

5

6

7

8

9

3

4

5

6

7

8

9

3

4

5

6

7

8

9

3

4

5

6

7

8

9

3

4

5

6

7

8

9

3

4

5

6

7

8

9

3

4

5

6

7

8

9

3

4

5

6

7

8

9

3

4

5

6

7

8

9

3

4

5

6

7

8

9

3

4

5

6

7

8

9

3

4

5

6

7

8

9

3

4

5

6

7

8

9

3

4

5

6

7

8

9

3

4

5

6

7

8

9

3

4

5

6

7

8

9

3

4

5

6

7

8

9

3

4

5

6

7

8

9

3

4

5

6

7

8

9

3

4

5

6

7

8

9

3

4

5

6

7

8

9

3

4

5

6

7

8

9

3

4

5

6

7

8

9

3

4

5

6

7

8

9

3

4

5

6

7

8

9

3

4

5

6

7

8

9

3

4

5

6

7

8

9

3

4

5

6

7

8

9

3

4

5

6

7

8

国の行政機関及び関係地方公共団体の長は、認定全体構想を作成した協議会の構成員である特定事業者が当該認定全体構想に基づくエコツーリズムに係る事業を実施するため、法令の規定による許可その他の処分を求めたときは、当該エコツーリズムに係る事業が円滑かつ迅速に実施されるよう、適切な配慮をするものとする。

(特定自然観光資源の指定)

第八条 全体構想について第六条第二項の認定を受けた市町村(第十二条を除き、以下単に「市町村」という。)の長(以下単に「市町村長」という。)は、認定全体構想に従い、観光旅行者のその他の者の活動により損なわれるおそれがある自然観光資源(風俗慣習その他無形の観光資源を除く。以下この項において同じ。)であつて、保護のための措置を講ずる必要があるものを、特定自然観光資源として指定することができる。ただし、他の法令により適切な保護がなされている自然観光資源として主務省令で定めるものについては、この限りでない。

市町村長は、前項の指定をするときは、その旨、当該特定自然観光資源の名称及び所在する区域の土地の所有者等の同意を得なければならぬ。

市町村長は、第一項の指定をするときは、その旨、当該特定自然観光資源の名称及び所在する区域並びにその保護のために講ずる措置の内容を公示しなければならない。

市町村長は、第一項の指定をしたときは、当該特定自然観光資源の所在する区域内にこれを表示する標識を設置しなければならない。

市町村長は、第一項の指定をした場合において、当該特定自然観光資源が同項ただし書の主務省令で定める自然観光資源に該当するに至ったときその他その後の事情の変化によりその指定を解除しなければならない。

市町村長は、前項の規定による指定の解除をするときは、その旨を公示しなければならない。

(特定自然観光資源に関する規制)

第九条 特定自然観光資源の所在する区域内においては、何人も、みだりに次に掲げる行為をしてはならない。

一 特定自然観光資源を汚損し、損傷し、又は除去すること。

二 観光旅行者その他の者に著しく不快の念を起させるような方法で、ごみその他の汚物又は廃物を捨て、又は放置すること。

三 著しく悪臭を発散させ、音響機器等により著しく騒音を発し、展望所、休憩所等をはじめままに占拠し、その他観光旅行者その他の者に著しく迷惑をかけること。

四 前号に掲げるもののほか、特定自然観光資源を損なうおそれのある行為として認定全体構想に従い市町村の条例で定める行為。

2 市町村の当該職員は、特定自然観光資源の所在する区域内において前項各号に掲げる行為をしている者があるときは、その行為をやめるよう指示することができる。

3 前項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

第十条 市町村長は、認定全体構想に従い、第八条第一項の規定により指定した特定自然観光資源が多数の観光旅行者その他の者の活動により著しく損なわれるおそれがあると認めるときは、主務省令で定めるところにより、当該特定自然観光資源の所在する区域への入りにつきあらかじめ当該市町村長の承認を受けるべき旨の制限をすることができる。ただし、他の法令によりその所在する区域への入りが制限されている特定自然観光資源であつて主務省令で定めるものについては、この限りでない。

2 前項の規定による制限がされたときは、同項の承認を受けた者は、当該特定自然観光資源の所在する区域に立ち入つてはならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置を行うために立ち入る場合及び通常の管理行為、軽易な行為その他の行為であつて主務省令で定めるものを行うために立ち入る場合については、この限りでない。

3 第一項の承認は、立ち入ろうとする者の数について、市町村長が定める数の範囲内において行うものとする。

4 市町村の当該職員は、第二項の規定に違反して当該特定自然観光資源の所在する区域に立ち入る者があるときは、当該区域への入りをやめるよう指示し、又は当該区域から退去するよう指示することができる。

5 第八条第二項から第六項までの規定は、第一項の制限について準用する。この場合において、同条第三項中「その保護のために講ずる措

置の内容」とあるのは「立入りを制限する人數及び期間その他の必要な事項」と、同条第五項中「同項ただし書の主務省令で定める自然観光資源」とあるのは「第十条第一項ただし書の主務省令で定める特定自然観光資源」と読み替えるものとする。

第十二条 前条第三項の規定は、第四項の職員について準用する。

(活動状況の公表)

第十三条 主務大臣は、広域の自然観光資源の保護及び育成に関する活動その他の協議会の活動の促進を図るため、協議会の構成員に対し、必要な技術的助言を行うものとする。

(情報の収集等)

第十四条 主務大臣は、自然観光資源の保護及び育成を図り、並びに自然観光資源についての案内又は助言を行う人材を育成するため、エコツーリズムの実施状況に関する情報の収集、整理及び分析並びにその結果の提供を行うものとする。(広報活動等)

第十五条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、エコツーリズムに関し、国民の理解を深めるよう努めるものとする。

(財政上の措置等)

第十六条 国及び地方公共団体は、エコツーリズムを推進するため必要な財政上の措置その他

(罰則)

第十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第九条第二項の規定による市町村の当該職員の指示に従わないで、みだりに同条第一項第一号から第三号までに掲げる行為をした者

二 第十条第四項の規定による市町村の当該職員の指示に従わないで、三十万円以下の罰金に処する旨の規定を設けることができる。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

第二条 環境大臣及び国土交通大臣は、この法律の施行前においても、第四条第一項から第四項までの規定の例により、エコツーリズムの推進に関する基本的な方針の案を作成し、これについて閣議の決定を求めることができる。

2 環境大臣及び国土交通大臣は、前項の基本的な方針について同項の閣議の決定があつたときは、遲滞なくこれを公表しなければならない。

3 第一項の規定により定められた基本的な方針は、この法律の施行の日において第四条第一項から第四項までの規定により定められた基本方針とみなす。

(検討)

第三条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 (平成二三年八月三〇日法律第一〇五号)

1 この法律における主務省令は、環境大臣、国土交通大臣、文部科学大臣及び農林水産大臣の大臣とする。

2 この法律における主務大臣は、環境大臣、国土交通大臣、文部科学大臣及び農林水産大臣の大臣とする。

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第八十一条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の

規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にしてた行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)
第八十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。